

復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表(震災特例法17の5①、25の5①、旧震災特例法17の5①、25の5①)		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名 ( )
開発研究用資産の種類等	1			
開発研究用資産の名称	2			
同上の所在地	3			
資産の用途 (開発研究の目的)	4			
取得等年月日	5	平 · ·	平 · ·	平 · ·
事業の用に供した年月日	6	平 · ·	平 · ·	平 · ·
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却率	10	$\frac{50}{100}$	$\frac{50}{100}$	$\frac{50}{100}$
特別償却限度額 ((8)-(9))又は((8)×(10))	11			
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
認定地方公共団体による指定年月日	13	平 · ·	平 · ·	平 · ·
認定地方公共団体の名称	14			
復興産業集積区域の名称	15			
その他参考となる事項	16			

## 特別償却の付表（震三）の記載の仕方

1 この特別償却の付表（震三）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の5第1項《復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却》若しくは平成28年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成28年旧震災特例法」といいます。）第17条の5第1項《復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の5第1項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》若しくは平成28年旧震災特例法第25条の5第1項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した開発研究用資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

3 「開発研究用資産の種類等1」には、耐用年数省令別表第六に基づき、開発研究用資産の種類、細目等を記載します。

4 「開発研究用資産の名称2」には、開発研究用資産に該当する資産の名称を記載します。

5 「同上の所在地3」には、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある開発研究用資産の所在地を記載します。

6 「資産の用途（開発研究の目的）4」には、例えば、「新素材の研究開発」、「情報通信機器の研究開発」等のように開発研究用資産の用途（開発研究の目的）を記載します。

7 「取得価額8」には、開発研究用資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

8 「普通償却限度額9」には、震災特例法第17条の5第1項第1号（若しくは第25条の5第1項第1号）又は平成28年旧震災特例法第17条の5第1項（若しくは第25条の5第1項）の規定の適用を受ける場合に、その開発研究の用に供した日を含む事業年度（又は連結事業年度）の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は使用しません。

9 「特別償却限度額11」には、次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。

(1) 8の場合 … (8) – (9)

(2) 震災特例法第17条の5第1項第2号（又は第25条の5第1項第2号）の規定の適用を受ける場合 … (8) × (10)

10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「認定地方公共団体による指定年月日13」には、復興特区法第39条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業（同法第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。）を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。

(2) 「認定地方公共団体の名称14」には、対象資産が震災特例法第17条の5第1項第1号又は第25条の5第1項第1号の資産である場合に、認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の名称を記載します。

(3) 「復興産業集積区域の名称14」には、例えば「○○復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。

(4) 「その他参考となる事項15」には、その資産が開発研究用資産に該当する旨等参考となる事項を記載してください。